

# 石綿障害予防規則等について

～北海道アスベストセミナー～

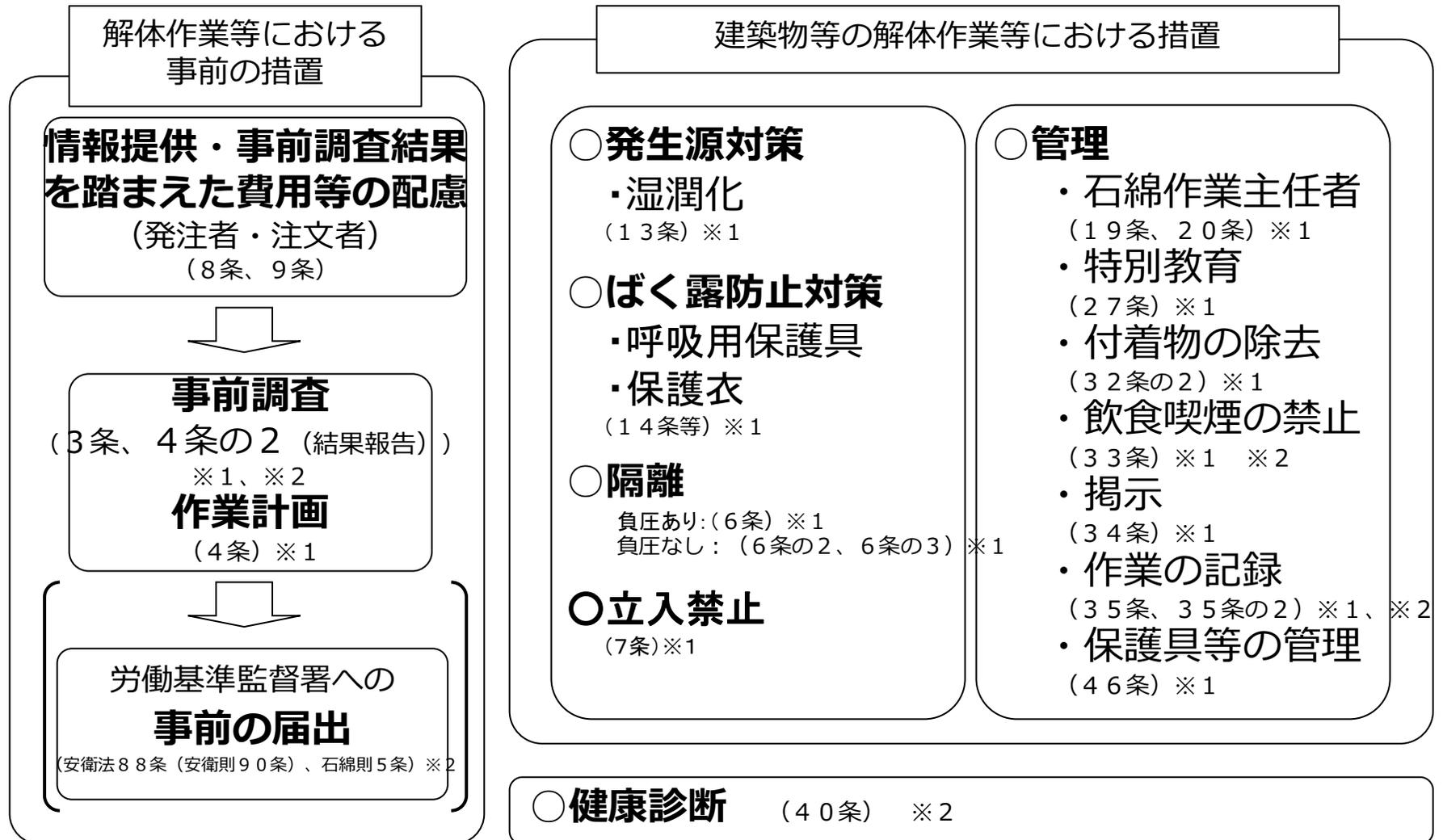
令和6年11月8日（金）

北海道労働局 労働基準部 健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

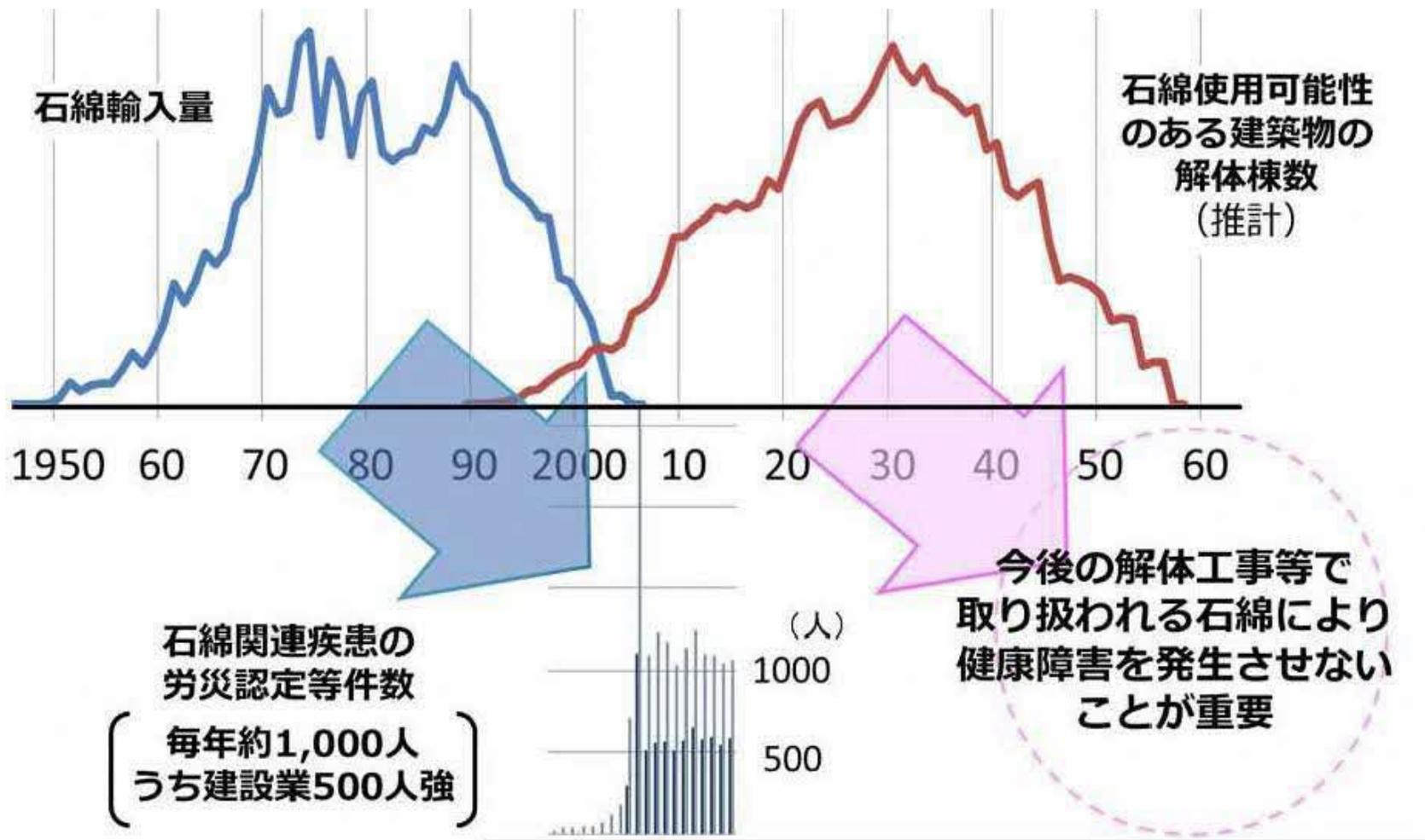
# 労働安全衛生法による石綿障害防止措置の概要

- 労働安全衛生法第55条で、石綿の製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止。
- 石綿障害予防規則により、石綿含有建材等を使用する建物等の解体作業等における石綿へのばく露防止措置を義務付け。



罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

# 石綿障害防止対策の課題



# 石綿障害予防規則等の内容

## 1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

## 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

## 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

## 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

## 5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）

## 6 作業の記録

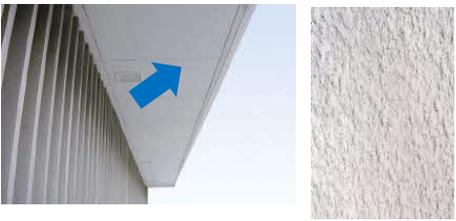
- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

## 7 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

# 石綿障害予防規則におけるばく露防止措置等について

対策の  
レベル

<p><b>レベル1</b> 石綿含有吹付け材</p>		<p>事前調査結果等の報告（一定規模以上の工事<sup>※1</sup>が対象） （令和4年4月施行）</p>	<p>計画届又は作業届<sup>※</sup>十四日前 （令和3年4月施行）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供・事前調査結果を踏まえた費用等の配慮（発注者） （令和3年4月施行）</li> <li>・ 事前調査 ※調査方法を明確化 （令和3年4月施行）</li> <li>・ 資格者による調査 （令和5年10月施行※工作物の事前調査は令和8年1月施行）</li> <li>・ 調査結果の3年保存、現場への備え付け （令和3年4月施行）</li> <li>・ 作業計画</li> <li>・ 作業状況等の写真等による記録・3年保存 （令和3年4月施行）</li> <li>・ 掲示</li> </ul>	<p>負圧隔離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集じん・排気装置の設置、排気</li> <li>・ 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 （変更時：令和3年4月施行）</li> <li>・ 前室、洗浄室及び更衣室の設置</li> <li>・ 作業場所及び前室の負圧保持</li> <li>・ 作業開始前、中断時の負圧点検 （中断時：令和3年4月施行）</li> <li>・ 隔離解除前の取り残し確認 （令和3年4月施行）</li> <li>・ 石綿の知識を有する者による除去完了確認及び隔離解除（令和3年4月施行）</li> <li>・ 隔離後の粉じん処理、湿潤化</li> </ul>
<p><b>レベル2</b> 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湿潤な状態にする （石綿等を切断等の方法により除去する作業を行うときは、湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置：令和6年4月施行）</li> <li>・ マスク・作業衣着用、マスクの管理</li> <li>・ 立入禁止措置</li> <li>・ 作業主任者の選任</li> <li>・ 作業者に対する特別教育</li> <li>・ 使用器具等の付着物除去</li> <li>・ 喫煙又は飲食の禁止</li> <li>・ 健康診断</li> </ul>	<p>隔離 ※負圧は不要</p> <p>けい酸カルシウム板1種<sup>※2</sup>（破碎時）（令和2年10月施行） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）（令和3年4月施行）</p>
<p>けい酸カルシウム板1種<sup>※2</sup>（破碎時） （令和2年10月施行） 仕上げ塗材（電動工具での除去時） （令和3年4月施行）</p>				<p>※1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事</p> <p>※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い</p>	
<p><b>レベル3</b> スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>					

# 解体・改修工事前の調査（石綿則第3条）

## 事前調査の方法の明確化

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視により確認しなければならないこととする。
  - ※設計図書等の文書がない場合は、この限りでないこととする。
  - ※構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならないこととする。
- 対象物が以下のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることで差し支えないこととする。

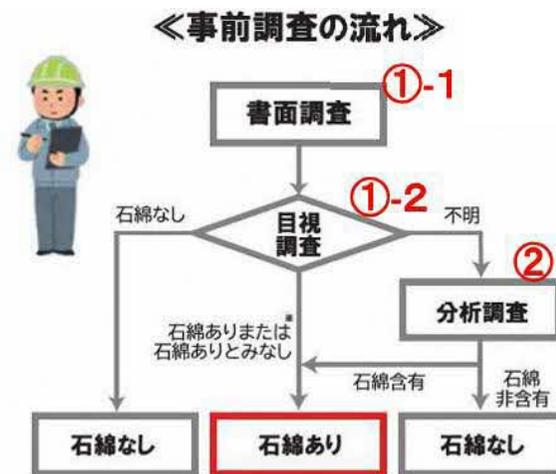
対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認

## 分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

- 事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっているが、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についても適用することとする。

# 解体・改修工事前の調査（石綿則第3条）

- ◆「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
  - ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
  - ・その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
  - ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
  - ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
  - ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認



引用 ※石綿ありとみなして、必要なばく露・飛散防止対策を講じて工事を行う場合は、分析調査は不要です。

# 解体・改修工事開始前の調査（石綿則第3条）

## 建築物

- 全ての建築物
- 建築物に設ける建築設備（ガス・電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備等）を含む

## 工作物

- 建築物以外で土地、建築物、工作物に設置されている（いた）もの全て。
- 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- 建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等
- 製造・発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等

## 船舶

- 船体の主たる構造材が鋼製のもの

の

### 解体等の作業

- ・ 解体の作業
- ・ 改修の作業

封じ込め  
囲い込み  
を含む

を行うときは、あらかじめ、解体等対象建築物等について、**石綿等の使用の有無を調査**することが必要。

※「工作物」の範囲が、建築物内の設備にまで拡大（下線部）。

※「改修」の範囲が広げられ、原則すべての改修工事が対象。（詳細は次のスライド）

# 解体・改修工事開始前の調査

## <小規模な「改修」も対象に>

◎従来、「改修」とは、建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業を含むものではなかった。

◎今回の改正において、下記のようなごく限られた場合のみ、事前調査を行う必要がないとされた。

## ◎解体等の作業に該当せず事前調査を行う必要がない作業（要約）

ア

木材、金属、石、ガラス等のみの構成物、**畳、電球等**石綿等が含まれていないことが明らかなもの工事において、

・**手作業や電動ドライバー等**で容易に取り外せる

・**ボルト、ナット等**の固定具を取り外すことで除去・取り外しが可能 など

除去等の際に**周囲の材料を損傷させるおそれのない**作業

イ **釘打ち固定、刺さっている釘を抜く等の、極めて軽微な損傷しか及ぼさない**作業（電動工具等で、石綿含有の可能性のある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査必要）

ウ **既存の塗装の上に新たに塗装を塗る等、現存する材料等の除去を行わない**作業

エ 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁の確認・調査により、石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶等の解体等

（令和2年8月4日・基発0804第8号 詳細は、通達本文を確認して下さい。）

# 解体・改修工事開始前の調査（石綿則第3条第4項）

## ■ 建築物及び船舶の事前調査や分析調査は、要件を満たす者に行わせることを義務付け

### ◆ 建築物の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ※
  - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ※
  - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者 ※ （一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定）
  - ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- ※各々定められた講習を受け、修了考査に合格した者

### ◆ 船舶の事前調査を実施することができる者

小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け、修了考査に合格した者

### ◆ 分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

# 解体・改修工事開始前の調査（石綿則第3条第7項・8項）

## 事前調査及び分析調査の結果の記録等

■ 事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付ける※とともに調査を終了した日から3年間保存しなければならない。

- ・ 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・ 調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- ・ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ・ 事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
- ・ 事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

※ 写しは石綿が使用されている作業場のみ備え付ける義務あり。

# 解体・改修工事開始前の調査（石綿則第3条第8項）

## 事前調査及び分析調査の結果の揭示

- すべての建築物、工作物又は船舶の解体又は改修の作業場の見やすい箇所に、以下の事項を揭示しなければならない。
  - ・ 調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
  - ・ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
  - ・ 事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠